ハ　適切な給餌及び給水の方法
ニ　適切な運動及び休養の方法
ホ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
四　前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

第十一条の見出しを「（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）」に改め、同条中「法第二十四条第二項」の下に「（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。

（虐待のおそれがある事態）

第十二条の二　法第二十五条第三項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一　動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
二　動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
三　動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
四　栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
五　爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
六　繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

第十三条第三号中「（昭和二十九年法律第百六十二号）」を削り、同条第四号中「（昭和二十五年法律第二百四十七号）」、「（昭和二十六年法律第百六十六号）」及び「（平成十年法律第百十四号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十九年法律第六十一号）」を削り、同条第八号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、同条第九号中「（平成十四年法律第八十八号）」を削り、同条第十二号を削る。

第十五条第二項に次の二号を加える。

四　特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）
五　特定飼養施設の保守点検に係る計画

第十五条第四項中「法第二十六条第二項第七号」を「法第二十六条第二項第八号」に改め、同項第三号中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第十七条に次の一号を加える。

三　特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。
イ　譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
ロ　殺処分（イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

第十八条第一項中「都道府県知事に」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置の変更であって、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。

第十九条第一項第三号中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二　法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

一　犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
二　引取りを繰り返し求められた場合
三　子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
四　犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
五　引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
六　あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
七　前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

別表中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第2条第1項関係）

都道府県知事
市長　殿

年　月　日

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1　事業所の名称		
2　事業所の所在地		電話番号
3　動物取扱責任者	(1)氏名	
	(2)要件	□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　育（教育機関等：　　） □資　格（団体等：　　）
4　第一種動物取扱業の種別		□販売／□保管／□貸出し／□訓練／□展示 □その他（　　） （飼養施設の有無：□有　□無）
5　業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	
	(2)実施の方法	別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）
6　主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	
	(2)鳥　類	
	(3)爬虫類	